

様式第1号(第4条関係)

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪広域連合社会福祉法人等による介護保険利用者負担額減免に対する助成事業
補助事業等の標目	介護保険の被保険者のうち生計が困難な者等に対し、社会福祉法人等が行う介護保険利用者負担額の減免を支援し、低所得者の介護サービス利用の継続を確保する。
補助事業等の対象者	(1) 生活保護法に基づき生活扶助を受けている者 (2) 老齢福祉年金受給者かつ市町村民税非課税者、又は利用料を減免しなければ生活保護法の「要保護者」と同等の生活水準になると認められる者 (3) 市町村民税世帯所得割非課税者であって特に生計が困難である者、又はこれに準ずると認められる者
補助対象経費	社会福祉法人等が行う利用者負担額減免の対象となる介護保険サービスに係る減免相当額。 対象サービスは、訪問介護（予防）、訪問入浴介護（予防）、訪問看護（予防）、訪問リハビリテーション（予防）、通所介護、通所リハビリテーション（予防）、短期入所生活介護（予防）、短期入所療養介護（予防）、福祉用具貸与（予防）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（予防）、小規模多機能型居宅介護（予防）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、介護老人福祉施設、地域密着型通所介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	下記要綱第4条第2項に定める減免割合に相当する額を助成する。 生活保護受給者：個室の居住費に係る利用者負担額を助成 要保護者：居宅系は全額、介護老人福祉施設サービス等は2分の1 生計困難者：居宅系は2分の1、介護老人福祉施設サービス等は4分の1 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度（平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）を参考にしつつ、独自に助成を行うことにより、利用者の負担を一層軽減し、介護保険制度の円滑な運営及び地域福祉の向上を図るため。
補助事業等の評価	社会福祉法人等からの実績報告により、対象者の支援状況を把握し補助事業の内容を審査のうえ、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成15年4月1日
補助事業等の終了時期	未定 【終了時期が3年を超える場合の理由】 低所得者の介護サービス利用の継続確保という恒常的な行政需要に対応するため、継続実施する。
情報の公表の方法等	この補助金等取扱基準及び年度ごとの補助事業者、補助事業件数、補助金交付額、評価の内容等を諏訪広域連合ホームページにて公表する（地方公会計による公表分も含む）。
その他	諏訪広域連合社会福祉法人等による介護保険利用者負担額減免に対する助成事業実施要綱

提出書類	(1) 社会福祉法人等利用者負担額減免対象確認申請書(様式第1号) 要綱第3条第2号又は第3号に該当する場合は、収入・資産申告書(様式第1号その2) (2) 社会福祉法人等利用者負担額減免対象決定通知書(様式第2号) (3) 社会福祉法人等利用者負担額減免確認証(様式第3号、様式第4号) (4) 社会福祉法人等利用者負担額減免確認証再交付申請書(様式第5号) 諏訪広域連合に広域連合の事務所の所在する市町村の規則を準用する規則において準用する諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	介護保険課 給付係

最終改正 令和7年8月25日